平成２８年（フ）第１４９号
香川県高松市香川町浅野280番地２
債務者　村川　一也
１　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５０号
香川県高松市香川町浅野280番地２
債務者　村川　詩織（旧姓福家）
１　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５１号
香川県高松市香川町浅野280番地２
債務者　橋本　　愛
１　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０１号
高知市一宮中町１丁目１番17号　フィオーレ一宮303
債務者　杉田　明**徳**
１　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２７号
高知県香南市香我美町下分595番地22
債務者　山口　　実
１　決定年月日時　平成28年７月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２８号
高知県香南市香我美町下分595番地22
債務者　山口菜穂子
１　決定年月日時　平成28年７月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６５号
福岡県行橋市大字上津熊247番地11
債務者　清木場　彩（旧姓堀）
１　決定年月日時　平成28年７月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
福岡県行橋市行事１丁目５番20―306号　ロイヤルハイツゆくはし
債務者　吉村　愛香（旧姓森）
１　決定年月日時　平成28年７月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
佐賀県鳥栖市山浦町2965番地４　洞庵荘２―６
債務者　城戸　一夫
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８１号
北海道帯広市大空町９丁目６番地　大空団地丘315号室
債務者　伊藤　貴敏
１　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
群馬県太田市岩松町803番地１　市営Ａ―16号
債務者　小林　克江
１　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１１９号
静岡県富士市森下70番地　ドミール和田302号、前住所静岡県富士市宮下279番地の７
債務者　大橋　正嗣
１　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１２０号
静岡県富士市吉原１丁目14番12号
債務者　大**橋**さち子
１　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７７号
愛知県岩倉市中本町中北裏29番地６
債務者　仲里　幸康
１　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１３８号
奈良県桜井市大字桜井65番地の３　105号室
債務者　今西　正二
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１７５号
奈良市北永井町122番地
債務者　大東　哲也
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２０７号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地42―204
債務者　山田　佳香
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２２号
徳島県徳島市川内町平石若宮37番地の１　ブランシェ川内１番館101、申立時の住所高松市三名町157番地１グレイスフル橘103
債務者　中平　久美
１　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係